保護者の皆様へ

入学に必要な費用の一部を援助します
新 入 学 準 備 金

西東京市教育委員会　教育部学務課

令和９年４月に新小・中学１年生となるお子様がいるご家庭で、経済的理由により就学困難と認められる場合、入学前にランドセル・通学用かばん・学生服といった学用品等の購入相当額（定額）を支給する制度です。受給には、収入等による審査があります。

支 給 額・支 給 時 期（予定）

■ 小学校　新１年生　　６４，３００円

■ 中学校　新１年生　　８１，０００円

※定額支給

審査結果通知（申請者全員）	令和９年２月中旬
支給時期（認定者のみ）	令和９年２月末

申 請 受 付（郵送不可）

■ 令和8年 11 月1日（日）～

令和9年1月 15 日（金）

右の二次元コードもしくは
市ホームページから申請してください。
※インターネットでの申請ができない場合は、
学務課窓口で受け付けます。
（土・日・祝を除く午前８時 30 分から午後５時まで）

申 請 が 必 要 な 方

令和９年４月に小学校へ入学予定のお子様 「就学奨励費」に認定されている小学校６年生	→	**「新入学準備金」の申請が必要です。**
「就学援助費」を申請していない国公立小学校（特別支援学校を除く）の６年生	→	**「就学援助費」の申請をしてください。** ※「就学援助費」を申請し認定になると、新入学準備金のほかに学用品・通学用品費、校外活動費、副教材費等が受給できます。詳細はお問い合わせください。
「令和 8 年度 就学援助費（準要保護）」に認定されている小学校６年生	→	**申請不要です。** 令和９年２月末に支給します。

※　新入学準備金の申請ができない方　※

・生活保護を受給中の方（福祉事務所から同様の費用の支給があるため）

・令和９年２月１日時点で西東京市に住民登録がない方　　・私立小学校の６年生

審 査 で 認 定 に な る 方

以下のいずれかに当てはまる方

■児童扶養手当を受給している方

■家族全員の市民税が非課税の方

■令和８年４月以降に生活保護が廃止または停止になった方（※1）

■火災、水害等により就学が困難になった方 または 大規模災害等で被災し、避難している方

■失業、退職、休職等により、家計が急変し、就学が困難と認められる方

■令和７年１月～１２月のご家族全員の収入額の合計が、教育長の定めた認定基準（※2）を下回る方

（※1）前年度と比べ経済状況が著しく好転している場合は、収入での審査を行います。

（※2）認定となる家族構成別収入額の目安の例は以下のとおりです。
認定となる収入額は、年齢や収入額等により異なります。表はモデルケースです。

人数	家族構成（あくまで一例）	家族全員の収入額の合計	
		持家	借家
２人	親(20～40 歳)、 子(新小1)	約 292 万円以下	約 391 万６千円以下
３人	親(20～40 歳)、 親(20～40 歳)、子(新小1)	約 322 万１千円以下	約 429 万９千円以下
４人①	親(20～40 歳)、 親(20～40 歳)、子(新小1)、 子(小3)	約 388 万８千円以下	約 503 万５千円以下
４人②	親((20～40 歳)、親((20～40 歳)、子(新中1)、 子(中2)	約 436 万円以下	約 550 万８千円以下
５人	親(20～40 歳)、 親(20～40 歳)、子(新小1)、子(新中1)、子(中2)	約 466 万４千円以下	約 587 万６千円以下

認定基準…平成 30 年４月１日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の 1.5 倍未満。

申　請　に　必　要　な　書　類

① 口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）

② 以下のうち該当する添付書類　※②は兄弟姉妹が「令和８年度就学援助費」に認定されている場合は省略可

※学務課窓口で申請する場合、提出する書類は審査結果にかかわらず返却できませんのであらかじめコピーしてお持ちください。

	対象者	申請時に必要な書類
1	**児童扶養手当を受給している**	なし
2	**家族全員の市民税が非課税**	
3	**令和８年４月以降に 生活保護が廃止・停止となった**	
4	**東日本大震災・大規模災害等で被災し、避難している**	罹災証明のコピー
5	**令和８年４月以降に火災、水害等により 著しく被害を受けた**	
下記（1）～（7）のうち、該当する書類“すべて”をご提出ください。 18 歳以上（学生を除く）の家族全員の書類が必要です。		
6	**失業、退職、休職（産休・育休によるものを除く）等により家計が急変し、就学が困難と認められ、令和８年の収入見込み額が、認定基準を下回る** ※認定となる世帯収入額の目安は、1 ページ「審査で認定になる方」をご確認ください。 ※認定基準に該当するかどうか、窓口や電話で事前に回答することはできません。	**【収入に関する書類】** (1)令和７年１月２日以降に転入した方 ⇒ 転入前の自治体から支給された令和７年 1 月～12 月の児童手当、児童扶養手当、児童育成手当等の金額が確認できる書類 （例）振込通知書、通帳のコピーなど (2)令和８年１月２日以降に転入した方 ⇒ 令和７年１月～12 月の収入が確認できる書類 （例）「令和８年度(令和７年分)課税（非課税）証明書」、「令和７年分源泉徴収票」、「令和７年分の所得税の確定申告書(控)」など (3)年金収入がある方 ⇒ 受給者氏名・金額が確認できる書類 （例）「令和７年 年金振込通知書」、通帳のコピーなど (4)生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助などがある方 ⇒ 令和７年１月～12 月に得た全ての金額が確認できる書類 （例）振込通知書、通帳のコピーなど (5)令和７年１月以降に退職し、申請日現在失業中の方 ⇒氏名、退職年月日が証明できる書類 （例）「雇用保険受給資格者証」、「退職証明書」など (6)令和８年１月以降に、家計が急変した方 ⇒ 直近３か月分の、家計が急変したことが確認できる書類 （例）給与明細書、売上と経費が確認できる書類など **【家賃額に関する書類】** (7) アパート、借家、社宅、公営住宅　等にお住まいの方 ⇒ 令和７年 12 月分の家賃額（共益費、雑費を除く）・建物名・氏名が確認できる書類 （例）「賃貸借契約書」、「住宅使用料等領収書」など ※令和７年 12 月以降に転入または転居した場合は、申請日現在の家賃額（共益費、雑費を除く）・建物名・氏名が確認できる書類
7	**令和７年１月～12 月の家族全員の収入額の合計が、認定基準を下回る** ※認定となる世帯収入額の目安は、1 ページ「審査で認定になる方」をご確認ください。 ※認定基準に該当するかどうか、窓口や電話で事前に回答することはできません。	

注　意　事　項

※住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。
（例）海外赴任中の父母、同居している祖父母など

※以下の場合は、申請前に下記お問い合わせ先へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。
(1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合
(2) 同一の敷地に居住する親族等がいるが、光熱費等の契約を別にしている場合（二世帯住宅、離れなど）
(3) 住民票の住所と実態が異なる場合

＜お問い合わせ＞

西東京市教育委員会
教育部 学務課 学務係（田無第二庁舎3階）
電話：042－420－2824（直通）
メール：gakumu@city.nishitokyo.lg.jp

＜西東京市ホームページ＞

「就学援助費（新入学準備金）の入学前支給」